

※ 日本国内に住所を有しない外国人の方が宿泊される場合は、国籍及び旅券番号を記載していただくことになっています。(旅館業法第6条第1項及び第2項、旅館業法施行規則第4条の2、奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例第7条) また、氏名や旅券番号などを宿泊者名簿に記載していただく際には、正確を期する必要がありますので、旅券の呈示や写しを取らせていただくことが必要です。

なお、旅券の写しを保存することにより、宿泊者名簿の氏名・国籍・旅券番号の記載を省略することができます

※ 様式は参考例ですのでサイズやデザインを指定するものではありません。また、項目を追加して活用することも可能です。